令和3年度第2回自立支援協議会就労支援部会 議事要旨

- 1. 開催日時 令和3年11月1日(月)午後1時30分~午後3時30分
- 2. 開催場所 市役所 4 階 会議室 S 2 ・ 3 (オンラインと併用)
- 3. 出席者 (委員) *団体名のみ記載

(特非) ワーカーズコープ、(株) 徳正、いちょうの会

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安手をつなぐ親の会、(福)敬心福祉会

(福) パーソナル・アシスタンスとも、(特非) かぷあ、(特非) タオ、(特非) 千楽 chi-raku ウェルビー (株)、(株) オリエンタルランド、大東コーポレートサービス (株)

(株) リクルートスタッフィングクラフツ、浦安商工会議所

障害者就業・生活支援センターいちされん、市川公共職業安定所

千葉県立市川特別支援学校、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園

(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

- 1. 開会
- 2. 議題
- (1) 第2回自立支援協議会の協議内容の報告
- (2) 令和3年度第1回就労支援部会の振り返り
- (3) 障がい者就労に係る支援や制度等についての情報共有
 - 1. 特別支援学校における進路決定のカリキュラムや就職後の支援について
 - 2. 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業について
 - 3. パーソルサンクス(株)新浦安ビジネスサービスセンターの開所について
- (4) その他
- 3. 閉会

5. 配布資料

議題(1)資料 第2回浦安市自立支援協議会(令和3年10月7日(木)) 報告

議題(3)資料1 高等部での進路決定までの流れ・就職者の在学中からの移行支援の流れ

議題(3)資料 2-1 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則

議題(3)資料 2-2 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について説明資料

議題(3)資料 3 新浦安での事業開始及び採用について (パーソルサンクス㈱)

6. 議事概要

(1) 第2回自立支援協議会の協議内容の報告

■説明(リーダー・サブリーダー・事務局)

10月7日開催の第2回自立支援協議会について報告。内容は第1回の各部会の報告と基幹相談支

援センターからの地域課題の報告。

■主な意見

特になし

(2) 令和3年度第1回就労支援部会の振り返り

■説明(リーダー)

前回の振り返り。今年度は就労に関する情報共有や地域課題の洗い出しが主であり、部会のメインテーマは「就労の場の拡大」と「重度障がいのある方の就労」であることから、本日の議題を選定したとの説明。

■主な意見(リーダー:リ、委員:委、事務局:事)

特になし

(3) 障がい者就労に係る支援や制度等についての情報共有

■説明(各担当者)

1. 特別支援学校における進路決定のカリキュラムや就職後の支援について、特別支援学校の委員より説明があった。

■主な意見(各担当者との質疑応答)

委:本人の希望と実習メニューのマッチングはどうしているか。

→まだ社会経験が少ない生徒に対して、視野が広がるような(希望職種以外の職種も)声かけをする。本人の希望と適正が一致しない場合もあり、卒業に向けて本人・保護者とすり合わせていく。

実際の求人とのマッチングもあり、希望職種に就職する率は市川大野の場合 $60 \sim 70\%$ 程度。 委:通勤事情のために就職をあきらめることもあるのか。

→通勤圏の求人を複数の特別支援学校の進路指導教諭で共有して、企業開拓をみんなで行って いる。

委:就職後の定着率はどの程度か。また、定着支援の効果をどう捉えているか。

→離職率は一般雇用とさほど変わらない。アフターフォローの効果については、企業訪問だけでなく「いつでも相談していい」「同窓会などでつながりを感じる」という点が本人の支え、強みになっている。

委:実習の際に学校教諭にも来てもらっている。学校側はそれで負担などはないか。

- →学校としては可能な範囲での対応としたいのが正直なところ。生徒のために必要な場合はも ちろん対応する。付き添いの狙いの共有がとれればよい。学校を離れた環境での実習が本来 のアセスメントの環境。
- 2. 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業について、事務局より説明を行った。

■主な意見(リーダー:リ、委員:委、事務局:事)

委:この制度の利用要件である「週10時間以上の就労」をしたとして、それ以外の時間はどう過

ごすのか。就労日以外の生活介護の併用などはできるか。

→事:対象者がなかなかいない。まずは制度の認知を進めていく必要があり、その過程で課題 点や使い勝手の面の議論が進んでいく。

併用については、地域生活支援事業との併用は可。一部の生活介護事業所の併用も可。 委:週10時間の就労のために付き添いができるヘルパー事業所は現実的にあるのか。

- →事:もともと長時間のヘルパー利用をしている人が、そのヘルパーの介助を得てそのまま職場に行くことができる、という発想の制度。
- 3. パーソルサンクス (株) 新浦安ビジネスサービスセンターの開所について、同社担当者より 説明があった。

■主な意見

特になし

(4) その他(委員や事務局からの報告事項)

■説明(事務局)

ワークステーションパンフレットについて周知。

■主な意見

特になし